

株 主 各 位

東京都港区高輪三丁目19番22号

株式会社クレオ

代表取締役社長

土屋淳一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席
くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権
行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年2月16日（水曜日）
午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年2月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目19番22号
当社地下第1会議室
(会場を昨年定時総会会場のグランドプリンスホテル高輪
から上記会場に変更しております。末尾の会場ご案内図
をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申
し上げます。)

3. 目的事項 決議事項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第3号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第5号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェ  
ブサイト（アドレス <http://www.creo.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本準備金の額を減少する理由

今後の財務戦略上の柔軟性、機動性を確保すること、及び分配可能額の充実を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### 2. 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の全額にあたる787,412,500円を減少する。

#### 3. 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成23年3月22日

## 第2号議案 新設分割計画承認の件

### 1. 新設分割を行う理由

当社の単体事業は、Z e e M事業、システム開発事業（関西システム事業含）、コンシューマ事業、モバイル事業の4事業からなり、各事業の業務の効率化等による収益性の向上に努めてまいりました。

今回、事業構造改革の一環として、①事業ごとの責任と権限の明確化、②スピード経営・自主独立経営の徹底、③各業種・業態に最適な経営体制の確立、④変化に対応出来る柔軟な経営体制の確立を実現し、より強固な経営基盤の確立並びに成長促進を図る為に、平成22年12月17日開催の取締役会において、当社を持株会社体制に移行することを決議いたしました。

これにより、当社は今後、Z e e M事業のトヨタビジネス推進室、プロダクト事業部、マーケティング統括部、関西システム事業の関西システム事業部及び管理本部（ガバナンス及び株式関係に関する事業を除く。）を新設分割により設立される株式会社クレオマーケティングに、システム開発事業のシステム開発事業部、ソリューション事業部及びモバイル事業のモバイル事業部を新設分割により設立される株式会社クレオソリューションに、コンシューマ事業の筆まめサービス事業部を新設分割により設立される株式会社筆まめにそれぞれ承継させる新設分割を行うものであります。

株主の皆様におかれましては、このたびの本件新設分割の趣旨にご賛同いただき、本議案をご承認賜りますようお願い申し上げます。

### 2. 新設分割計画の内容の概要

各新設分割設立会社に関する新設分割計画の内容の概要は、それぞれ本書の次に掲げるページに記載のとおりであります。

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| (1) 株式会社クレオマーケティングに関する「新設分割計画書（写）」 | 14頁～23頁 |
| (2) 株式会社クレオソリューションに関する「新設分割計画書（写）」 | 24頁～33頁 |
| (3) 株式会社筆まめに関する「新設分割計画書（写）」        | 34頁～43頁 |

### 3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

#### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ①対価の総数に関する事項

各新設分割設立会社は、本件新設分割に際して、それぞれ新たに普通株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

各新設分割設立会社が発行する株式数については、各新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、次表のとおりといたしました。

| 各新設分割設立会社の名称   | 本件新設分割に際して発行する株式の数 |
|----------------|--------------------|
| 株式会社クレオマーケティング | 2,000株             |
| 株式会社クレオソリューション | 2,000株             |
| 株式会社筆まめ        | 2,000株             |

なお、交付株式数につきましては、本件新設分割による当社の純資産に変動がなく、また各新設分割設立会社の普通株式の全てが、それぞれ当社に割当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

当社は、各新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、また、本件新設分割による持株会社制への移行目的に鑑み、当社の完全子会社となる各新設分割設立会社をそれぞれ適正かつ効率的に管理するうえで、上記の各株式数は相当であると判断いたしました。

#### ②新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、各新設会社の各資本金及び各準備金の額を、それぞれが承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策実現の観点から次表のとおりといたしました。

| 各新設分割設立会社の名称   | 資本金額         | 資本準備金額 | 利益準備金額 |
|----------------|--------------|--------|--------|
| 株式会社クレオマーケティング | 100,000,000円 | 0円     | 0円     |
| 株式会社クレオソリューション | 100,000,000円 | 0円     | 0円     |
| 株式会社筆まめ        | 100,000,000円 | 0円     | 0円     |

(2) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

なお、本書末尾（50頁）に持株会社制移行後の当社グループ組織図を記載いたしましたので、ご参照いただければ幸いです。

### 第3号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

「第2号議案 新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載のとおり、当社は平成22年12月17日開催の取締役会において、当社を持株会社体制に移行することを決議いたしました。

これにより、Z e e M事業のICTサービス事業部を既存子会社の株式会社クレオネットワークスへ吸収分割により承継させ、自主独立経営の徹底を図ります。（株式会社クレオスマイルは平成23年1月18日に商号を株式会社クレオネットワークスに変更いたしました。）

株主の皆様におかれましては、このたびの本件吸収分割の趣旨にご賛同いただき、本議案をご承認賜りますようお願い申し上げます。

#### 2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約の内容の概要は、本書の次に掲げるページに記載のとおりであります。

株式会社クレオネットワークスに関する「吸収分割契約書（写）」

44頁～48頁

#### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

##### (1) 対価の相当性に関する事項

##### ①対価の総数に関する事項

株式会社クレオネットワークス（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、本吸収分割に際して、普通株式1,000株を新たに発行し、その全てを吸収分割承継会社の発行済株式の全てを保有する当社に割当交付いたします。

当社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ、本吸収分割は吸収分割承継会社の発行する全ての株式を当社に割当交付する分社型吸収分割であることから、吸収分割承継会社の発行する上記の株式数は相当であると判断いたしました。

##### ②吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、本吸収分割後の吸収分割承継会社の安定した財務基盤の構築及び機動的かつ柔軟な資本政策の双方を実現するため、吸収分割会社の平成22年12月31日現在の貸借対照表を基礎として計算される吸収分割承継会社への承継予定の資産及び負債の額の規模を踏まえ、会社計算規則等の法令に定める範囲内で定めたものであり、相当であると

判断いたしました。

| 吸収分割会社の名称      | 資本金額        | 資本準備金額 | 利益準備金額 |
|----------------|-------------|--------|--------|
| 株式会社クレオネットワークス | 50,000,000円 | 0円     | 0円     |

(2) 株式会社クレオネットワークスの最終事業年度に係る計算書類等

①事業報告（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

1) 会社の現況

当事業年度の事業の状況

平成22年3月期は売上高155,153千円、当期純利益1,328千円となっております。

2) 株式の状況（平成22年12月31日現在）

発行可能株式総数 4,000株 発行済株式の総数 1,000株 株主数 1名  
大株主（上位10名） 株式会社クレオ 持株数 1,000株 持株比率100%

3) 会社役員の状況（平成22年12月31日現在）

代表取締役社長 岩淵 和夫

②貸借対照表（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 |        | 負債の部     |        |
|------|--------|----------|--------|
| 科目   | 金額     | 科目       | 金額     |
| 流動資産 | 90,826 | 流動負債     | 39,299 |
| 固定資産 | 2,280  | 固定負債     | 2,478  |
|      |        | 負債合計     | 41,777 |
|      |        | 純資産の部    |        |
|      |        | 科目       | 金額     |
|      |        | 株主資本     | 51,328 |
|      |        | 資本金      | 50,000 |
|      |        | 利益剰余金    | 1,328  |
|      |        | 繰越利益剰余金  | 1,328  |
|      |        | 純資産合計    | 51,328 |
| 資産合計 | 93,106 | 負債・純資産合計 | 93,106 |

③損益計算書（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科目         |          | 金額      |
|------------|----------|---------|
| 売上高        |          | 155,153 |
| 売上原価       |          | 64,315  |
|            | 売上総利益    | 90,837  |
| 販売費及び一般管理費 |          | 81,737  |
|            | 営業利益     | 9,100   |
| 営業外収益      |          | 18      |
| 営業外費用      |          | 644     |
|            | 経常利益     | 8,474   |
|            | 税引前当期純利益 | 8,474   |
|            | 法人税及び住民税 | 7,146   |
|            | 当期純利益    | 1,328   |

④株主資本等変動計算書（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位：千円）

|         | 株主資本   |             |              |             | 株主資本<br>合計 | 評価・換算<br>差額等 | 純資産<br>合計 |
|---------|--------|-------------|--------------|-------------|------------|--------------|-----------|
|         | 資本金    | 資本<br>剰余金   | 利益<br>剰余金    |             |            |              |           |
|         |        | 資本剰余<br>金合計 | その他利<br>益剰余金 | 利益剰余<br>金合計 |            |              |           |
|         |        |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |              |           |
| 前期末残高   | —      | —           | —            | —           | —          | —            |           |
| 当期純利益   | —      | —           | 1,328        | 1,328       | 1,328      | —            | 1,328     |
| 当期変動額合計 | 50,000 | —           | 1,328        | 1,328       | 51,328     | —            | 51,328    |
| 当期末残高   | 50,000 | —           | 1,328        | 1,328       | 51,328     | —            | 51,328    |

## ⑤個別注記表

### 1)重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### ・中小企業会計指針の適用

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

#### ・たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### ・固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

長期前払費用 法人税法の規定に基づく期間均等償却を採用しております。

#### ・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

### 2)株主資本等変動計算書に関する注記

#### ・発行済株式総数 1,000株

### 3)1株当たり情報に関する注記

#### ・1株当たり純資産額は、51,328円34銭であります。

#### ・1株当たり当期純利益は、1,328円34銭であります。

### 4)監査報告

## 監 査 報 告 書

平成21年4月13日から平成22年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）並びにその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- 一 事業報告および計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）並びにその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成22年5月19日  
株式会社クレオスマイル  
監査役 小池 博

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社

該当事項はありません。

②株式会社クレオネットワークス

該当事項はありません。

なお、本書末尾（50頁）に持株会社制移行後の当社グループ組織図を記載いたしましたので、ご参照いただければ幸いです。

#### 第4号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

当社は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認されることを条件として、平成23年4月1日をもって持株会社制に移行することに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 持株会社制に移行することに対応して現行定款第2条の変更を行うものであります。
- (2) 本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則に所要の規定を設け効力発生時期を明確にするものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                               | 変 更 案                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条 (略)                                               | 第1条 (現行どおり)                                                                                                   |
| 第2条【目的】<br><u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u>                | 第2条【目的】<br><u>1. 当社は、次の事業を営むことならびに次の各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u> |
| <u>(1) コンピュータソフトウェアの研究開発とこれの販売</u>                    | <u>(1) コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守および輸出入ならびにその開発業務の受託</u>                                                           |
| <u>(2) システム設計、プログラミング、オペレーション、プログラムの販売およびコンサルティング</u> | <u>(2) コンピュータおよびその周辺機器の販売、貸与および輸出入</u>                                                                        |
| <u>(3) データ伝送および通信機器の販売ならびに保守、工事</u>                   | <u>(3) コンピュータの操作、導入システム開発等教育の研究開発、販売、輸出入ならびに輸出</u>                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>(4) 電子計算機およびこれに関連する機器の販売ならびに輸出輸入業</u>                                                                         | <u>(4) インターネット等ネットワークを利用した業務システムの開発、販売、運用および貸与</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <u>(5) 電子計算機による計算請負および技術者の派遣</u>                                                                                 | <u>(5) 人事、総務および経理などの事務の受託</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <u>(6) 電子計算機に関連する消耗品の販売および出版販売</u>                                                                               | <u>(6) 情報処理および通信に関する人材育成のための教育、訓練ならびに教材の企画、開発、販売、貸与および輸出入</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <u>(7) 前各号に付帯する一切の業務</u><br><br>(新設)<br><br>(新設)<br><br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br><br>(新設)<br><br>(新設)<br><br>(新設) | <u>(7) 経営に関する図書刊行物等の出版ならびに講演会または研修会などの企画、立案および実施業務</u><br><br><u>(8) システム設計、プログラミング、オペレーション、プログラムの販売およびコンサルティング</u><br><br><u>(9) データ伝送および通信機器の販売、保守ならびに工事</u><br><br><u>(10) 電子計算機による計算請負</u><br><br><u>(11) 情報提供・処理サービス</u><br><br><u>(12) インターネットを利用した通信販売・通信販売の仲介業務、および情報提供サービス業</u><br><br><u>(13) インターネットプロバイダーサービスの販売代理</u><br><br><u>(14) キャラクターの企画、デザイン、著作権取得および販売</u><br><br><u>(15) 一般商品の販売</u> |

| 現 行 定 款        | 変 更 案                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)           | <u>(16) 広告代理業</u>                                                                 |
| (新設)           | <u>(17) 書籍・雑誌等の出版および販売</u>                                                        |
| (新設)           | <u>(18) 労働者派遣事業</u>                                                               |
| (新設)           | <u>(19) 有料職業紹介事業</u>                                                              |
| (新設)           | <u>(20) 前各号に附帯関連する一切の業務</u>                                                       |
| (新設)           | <u>2. 当会社は、次の各号の事業および附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u>                                    |
| (新設)           | <u>(1) 関連各種企業に対する経営指導および業務の委託</u>                                                 |
| (新設)           | <u>(2) 金銭の貸付、その代理</u>                                                             |
| (新設)           | <u>(3) ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権の取得、貸与並びに売買</u>                              |
| (新設)           | <u>附則</u><br><u>第2条の変更は、2011年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第2条の変更の効力発生後これを削除する。</u> |
| 第3条 ～ 第42条 (略) | 第3条～第42条 (現行どおり)                                                                  |

## 第5号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

なお、当社定款第20条第2項の規定により、本総会において選任いただく取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| はやし しんたろう<br>林 森太郎<br>(昭和35年12月4日生) | 昭和62年5月 当社入社<br>平成9年4月 当社オープンビジネス事業部<br>オープンシステム部 部長<br>平成18年7月 当社プロダクト事業部 開発部 部長<br>平成19年4月 当社プロダクト事業部 事業部長<br>平成21年4月 当社Z e e M事業担当 執行役員(現任)<br>平成22年7月 当社経営企画室 室長(現任) | 1,100株     |

(注) 取締役候補者林森太郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## <第2号議案 添付書類>

### (1) 株式会社クレオマーケティングに関する「新設分割計画書（写）」

#### 新設分割計画書

株式会社クレオ（以下「当社」という。）は、当社がZ e e M事業のトヨタビジネス推進室、プロダクト事業部、マーケティング統括部、関西システム事業の関西システム事業部及び管理本部（ガバナンス及び株式関係に関する事業を除く。）（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社クレオマーケティング（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 1. 新設会社の定款の規定

新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社クレオマーケティング定款」のとおりとする。

#### 2. 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の名称

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

（設立時取締役）

林 森太郎、大矢 俊樹、大屋 守弘、肥沼 俊充、雨田 高志、宮島 利光

（設立時監査役）

小池 博

#### 3. 新設会社が承継する権利義務等

- (1) 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- (2) 新設会社が当社から承継する債務については、当社が重量的債務引受をする。但し、当該債務は、新設会社が最終的に負担する。
- (3) (1) に規定する権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他当社又は新設会社に著しい不利益が発生することが見込

まれる場合、当社は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を

(1) に規定する権利義務から除外することができる。

#### 4. 新設会社が本件分割に際して交付する株式の数

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを前項に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

#### 5. 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項は次のとおりとする。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 設立時資本金額   | 100,000,000円 |
| (2) 設立時資本準備金額 | 0円           |
| (3) 設立時利益準備金額 | 0円           |

#### 6. 分割期日

新設会社の設立の登記すべき日は、平成23年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続きの進行上必要がある場合は、これを変更することができる。

#### 7. 競業避止義務

当社は、新設会社の成立の日以降においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

#### 8. 条件変更

本計画作成後、分割期日までの間に、天災地変その他の事由により本件分割が不適当と認められる特段の事由が生じた場合には、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

#### 9. 規定外事項

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成23年1月20日

東京都港区高輪三丁目19番22号  
株式会社クレオ  
代表取締役社長 土屋 淳一 ④

株式会社クレオマーケティング定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社クレオマーケティングと称し、英文では、  
CREO Marketing CO., LTDと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守および輸出入ならびにその開発業務の受託
2. コンピュータおよびその周辺機器の販売、貸与および輸出入
3. インターネット等ネットワークを利用した業務システムの開発、販売、運用および貸与
4. 人事、総務および経理などの事務の受託
5. 情報処理および通信に関する人材育成のための教育、訓練ならびに教材の企画、開発、販売、貸与および輸出入
6. 経営に関する図書刊行物等の出版ならびに講演会または研修会などの企画、立案および実施業務
7. システム設計、プログラミング、オペレーション、プログラムの販売およびコンサルティング
8. データ伝送および通信機器の販売、保守ならびに工事
9. 電子計算機による計算請負
10. 情報提供・処理サービス
11. 一般商品の販売
12. 広告代理業
13. 書籍・雑誌等の出版および販売
14. 労働者派遣事業
15. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、8, 0 0 0 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱)

第 7 条 当社の株式の名義書換、その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 8 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、株主総会の決議によりあらかじめ公告をして、そのための基準日を定めることができる。

## 第 3 章 株主総会

(株主総会の権限)

第 9 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

第 13 条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

## 第4章 株主総会以外の機関

(取締役会の設置)

第 15 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 16 条 当社の取締役は、取締役7名以内とする。

(代表取締役)

第 17 条 当社は、代表取締役 1 名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(監査役の設置及び監査役の員数)

第 18 条 当社は、監査役 2 名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第 19 条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- 2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 24 条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名しなければならない。

(取締役及び監査役の報酬等)

第 25 条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立の方法)

第 32 条 当会社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(最初の事業年度)

第 33 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上

## 承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成22年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他一切の流動資産。

#### (2) 固定資産

##### ①有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、構築物、工具器具備品、その他一切の有形固定資産。

##### ②無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。

##### ③投資その他の資産

本件事業に属する差入保証金、繰延税金資産、その他一切の投資その他の資産。

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

#### (2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債。

### 3. 承継する雇用契約

- (1) 新設会社は、本件分割により新設会社の成立の日においてZ e e M事業のトヨタビジネス推進室、プロダクト事業部、マーケティング統括部、関西システム事業の関西システム事業部及び管理本部に従事するすべての従業員との間の雇用契約を当社から継承する。
- (2) Z e e M事業のトヨタビジネス推進室、プロダクト事業部、マーケティング統括部、関西システム事業の関西システム事業部及び管理本部以外に従事する従業員のうち、本件事業に必要と当社が認める従業員については、本件分割の手続とは別に、当該各従業員の同意を得た上で当社から新設会社に転籍させる。

### 4. 承継する雇用契約以外の権利義務等

#### (1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新設会社に承継されない。

但し、新設会社の成立の日において当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新設会社にその実施権又は使用权を付与する。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約（新菱高輪ビルに係る賃貸借契約を除く）、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

#### (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。

以 上

(2) 株式会社クレオソリューションに関する「新設分割計画書（写）」

新設分割計画書

株式会社クレオ（以下「当社」という。）は、当社がシステム開発事業のシステム開発事業部、ソリューション事業部及びモバイル事業のモバイル事業部（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社クレオソリューション（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

1. 新設会社の定款の規定

新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社クレオソリューション定款」のとおりとする。

2. 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の名称

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

（設立時取締役）

岩渕 和夫、川畑 種恭、高橋 武、柿崎 淳一

（設立時監査役）

小池 博

3. 新設会社が承継する権利義務等

- (1) 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- (2) 新設会社が当社から承継する債務については、当社が重畳的債務引受をする。但し、当該債務は、新設会社が最終的に負担する。
- (3) (1)に規定する権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他当社又は新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を(1)に規定する権利義務から除外することができる。

#### 4. 新設会社が本件分割に際して交付する株式の数

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを前項に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

#### 5. 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項は次のとおりとする。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 設立時資本金額   | 100,000,000円 |
| (2) 設立時資本準備金額 | 0円           |
| (3) 設立時利益準備金額 | 0円           |

#### 6. 分割期日

新設会社の設立の登記すべき日は、平成23年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続きの進行上必要がある場合は、これを変更することができる。

#### 7. 競業避止義務

当社は、新設会社の成立の日以降においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

#### 8. 条件変更

本計画作成後、分割期日までの間に、天災地変その他の事由により本件分割が不適当と認められる特段の事由が生じた場合には、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

#### 9. 規定外事項

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成23年1月20日

東京都港区高輪三丁目19番22号  
株式会社クレオ  
代表取締役社長 土屋 淳一 ㊞

株式会社クレオソリューション定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社クレオソリューションと称し、英文では、  
CREO Solution CO., LTDと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守および輸出入ならびにその開発業務の受託
2. コンピュータおよびその周辺機器の販売、貸与および輸出入
3. システム設計、プログラミング、オペレーション、プログラムの販売およびコンサルティング
4. データ伝送および通信機器の販売、保守ならびに工事
5. 電子計算機による計算請負
6. 情報提供・処理サービス
7. 一般商品の販売
8. 書籍・雑誌等の出版および販売
9. 労働者派遣事業
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、8, 0 0 0株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱)

第 7 条 当会社の株式の名義書換、その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 8 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、株主総会の決議によりあらかじめ公告をして、そのための基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第 9 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 12 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

- 第 13 条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 14 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

## 第4章 株主総会以外の機関

(取締役会の設置)

- 第 15 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 16 条 当社の取締役は、取締役7名以内とする。

(代表取締役)

- 第 17 条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。
- 2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(監査役の設置及び監査役の員数)

第 18 条 当社は、監査役 2 名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第 19 条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の解任方法)

第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- 2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 24 条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名しなければならない。

(取締役及び監査役の報酬等)

第 25 条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立の方法)

第 32 条 当会社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(最初の事業年度)

第 33 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上

## 承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成22年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他一切の流動資産。

#### (2) 固定資産

##### ①有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、構築物、工具器具備品、その他一切の有形固定資産。

##### ②無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。

##### ③投資その他の資産

本件事業に属する差入保証金、繰延税金資産、その他一切の投資その他の資産。

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

#### (2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債。

### 3. 承継する雇用契約

- (1) 新設会社は、本件分割により新設会社の成立の日においてシステム開発事業のシステム開発事業部、ソリューション事業部及びモバイル事業のモバイル事業部に従事するすべての従業員との間の雇用契約を当社から継承する。
- (2) 管理本部に従事する従業員、その他システム開発事業のシステム開発事業部、ソリューション事業部及びモバイル事業のモバイル事業部以外に従事する従業員のうち、本件事業に必要と当社が認める従業員については、本件分割の手続とは別に、当該各従業員の同意を得た上で当社から新設会社に転籍させる。

### 4. 承継する雇用契約以外の権利義務等

#### (1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新設会社に承継されない。

但し、新設会社の成立の日において当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新設会社にその実施権又は使用权を付与する。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約（新菱高輪ビルに係る賃貸借契約を除く）、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

#### (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。

以 上

(3) 株式会社筆まめに関する「新設分割計画書（写）」

新設分割計画書

株式会社クレオ（以下「当社」という。）は、当社がコンシューマ事業の筆まめサービス事業部（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社筆まめ（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

1. 新設会社の定款の規定

新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他、新設会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社筆まめ定款」のとおりとする。

2. 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の名称

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

（設立時取締役）

萩原 義博、益田 俊男、藤井 輝記

（設立時監査役）

小池 博

3. 新設会社が承継する権利義務等

- (1) 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
- (2) 新設会社が当社から承継する債務については、当社が重量的債務引受をする。但し、当該債務は、新設会社が最終的に負担する。
- (3) (1) に規定する権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他当社又は新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を(1) に規定する権利義務から除外することができる。

#### 4. 新設会社が本件分割に際して交付する株式の数

新設会社は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを前項に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

#### 5. 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項は次のとおりとする。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 設立時資本金額   | 100,000,000円 |
| (2) 設立時資本準備金額 | 0円           |
| (3) 設立時利益準備金額 | 0円           |

#### 6. 分割期日

新設会社の設立の登記すべき日は、平成23年4月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続きの進行上必要がある場合は、これを変更することができる。

#### 7. 競業避止義務

当社は、新設会社の成立の日以降においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

#### 8. 条件変更

本計画作成後、分割期日までの間に、天災地変その他の事由により本件分割が不適当と認められる特段の事由が生じた場合には、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

#### 9. 規定外事項

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成23年1月20日

東京都港区高輪三丁目19番22号  
株式会社クレオ  
代表取締役社長 土屋 淳一 ㊞

株式会社筆まめ定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社筆まめと称し、英文では、  
FUDEMAME CO., LTDと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守および輸出入ならびにその開発業務の受託
2. コンピュータおよびその周辺機器の販売、貸与および輸出入
3. インターネットを利用した通信販売・通信販売の仲介業務、および情報提供サービス業
4. インターネットプロバイダーサービスの販売代理
5. キャラクターの企画、デザイン、著作権取得および販売
6. 一般商品の販売
7. 広告代理業
8. 書籍・雑誌等の出版および販売
9. 労働者派遣事業
10. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、8, 0 0 0株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱)

第 7 条 当会社の株式の名義書換、その他株式に関する取扱については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 8 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、株主総会の決議によりあらかじめ公告をして、そのための基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第 9 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招集)

第 10 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 12 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

- 第 13 条 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 14 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

#### 第 4 章 株主総会以外の機関

(取締役会の設置)

- 第 15 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 16 条 当社の取締役は、取締役 7 名以内とする。

(代表取締役)

- 第 17 条 当社は、代表取締役 1 名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。
- 2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(監査役の設置及び監査役の員数)

- 第 18 条 当社は、監査役 2 名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

- 第 19 条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- 2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第 24 条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名しなければならない。

(取締役及び監査役の報酬等)

第 25 条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第 6 章 附 則

(設立の方法)

第 32 条 当会社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(最初の事業年度)

第 33 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成24年 3 月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上

## 承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成22年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本計画作成日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他一切の流動資産。

#### (2) 固定資産

##### ①有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、構築物、工具器具備品、その他一切の有形固定資産。

##### ②無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。

##### ③投資その他の資産

本件事業に属する差入保証金、繰延税金資産、その他一切の投資その他の資産。

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

#### (2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債。

### 3. 承継する雇用契約

- (1) 新設会社は、本件分割により新設会社の成立の日においてコンシューマ事業の筆まめサービス事業部に従事するすべての従業員との間の雇用契約を当社から継承する。
- (2) 管理本部に従事する従業員、その他コンシューマ事業の筆まめサービス事業部以外に従事する従業員のうち、本件事業に必要と当社が認める従業員については、本件分割の手続とは別に、当該各従業員の同意を得た上で当社から新設会社に転籍させる。

### 4. 承継する雇用契約以外の権利義務等

#### (1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は新設会社に承継されない。

但し、新設会社の成立の日において当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新設会社にその実施権又は使用权を付与する。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約（新菱高輪ビルに係る賃貸借契約を除く）、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

#### (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。

以 上

<第3号議案 添付書類>

株式会社クレオネットワークスに関する「吸収分割契約書（写）」

吸収分割契約書

株式会社クレオ（以下「甲」という。）及び株式会社クレオネットワークス（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 吸収分割の方法

甲は、本契約に定めるところに従って、会社法に定める吸収分割の方法により、甲のZ e e M事業のICTサービス事業部（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

2. 商号及び住所

本件分割の当事者は、次に記載する者とする。

甲：株式会社クレオ

東京都港区高輪三丁目19番22号

乙：株式会社クレオネットワークス

東京都港区高輪三丁目19番22号

3. 権利義務の承継

- (1) 乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- (2) 乙が甲から承継する債務に関しては重疊的債務引受の方法によるものとする。但し、当該債務は、乙が最終的に負担する。
- (3) (1) に規定する権利義務に含まれる契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を本契約により承継することが各契約に定める義務と抵触する場合、その他甲又は乙に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、甲は当該契約上の地位又は同契約に基づく権利義務を(1)に規定する権利義務から除外することができる。

#### 4. 分割対価

乙は、本件分割に際して、普通株式1,000株を発行し、その全てを甲に対して交付する。

#### 5. 資本金及び準備金の額

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額を以下のとおりとする。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) 資本金の額   | 50,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 0円          |
| (3) 利益準備金の額 | 0円          |

#### 6. 効力発生日

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年4月1日とする。ただし、本件分割の手續の進行に応じて必要があるときは、甲及び乙の合意により、これを変更することができる。

#### 7. 分割の承認決議

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項の承認決議（以下「分割承認決議」という。）を求めるものとする。

#### 8. 競業避止義務

甲は、本件分割の効力発生後も本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 9. 条件の変更等

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本契約を変更又は解除することができるものとする。

#### 10. 本契約の効力

本契約は、効力発生日までに甲若しくは乙において分割承認決議が得られなかったとき又は法令に定める関係官庁の許認可等（必要な場合に限る。）が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

## 11. 協議

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、適宜決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年1月20日

- (甲) 東京都港区高輪三丁目19番22号  
株式会社クレオ  
代表取締役社長 土屋 淳一 ㊟
  
- (乙) 東京都港区高輪三丁目19番22号  
株式会社クレオネットワークス  
代表取締役社長 岩渕 和夫 ㊟

## 承継権利義務明細表

本件分割により、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成22年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、資産及び負債以外の権利義務については本契約書締結日現在のものを基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、製品、仕掛品、未収入金、前払費用、仮払金、繰延税金資産、貸倒引当金、その他一切の流動資産。

#### (2) 固定資産

##### ①有形固定資産

本件事業に属する土地、建物、構築物、工具器具備品、その他一切の有形固定資産。

##### ②無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。

##### ③投資その他の資産

本件事業に属する差入保証金、繰延税金資産、その他一切の投資その他の資産。

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

本件事業に属する未払金、未払費用、預り金、賞与引当金、その他一切の流動負債。

#### (2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債。

### 3. 承継する雇用契約

- (1) 吸収分割承継会社は、本件分割により分割期日においてZ e e M事業のICTサービス事業部に従事するすべての従業員との間の雇用契約を当社から継承する。
- (2) 管理本部に従事する従業員、その他Z e e M事業のICTサービス事業部以外に従事する従業員のうち、本件事業に必要と当社が認める従業員については、本件分割の手続とは別に、当該各従業員の同意を得た上で当社から吸収分割承継会社に転籍させる。

### 4. 承継する雇用契約以外の権利義務等

#### (1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は吸収分割承継会社に承継されない。

但し、吸収分割承継会社の成立の日において当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が吸収分割承継会社にもその実施権又は使用权を付与する。

#### (2) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する売買契約、賃貸借契約（新菱高輪ビルに係る賃貸借契約を除く）、業務委託契約、リース契約、その他一切の雇用契約以外の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

#### (3) 許認可等

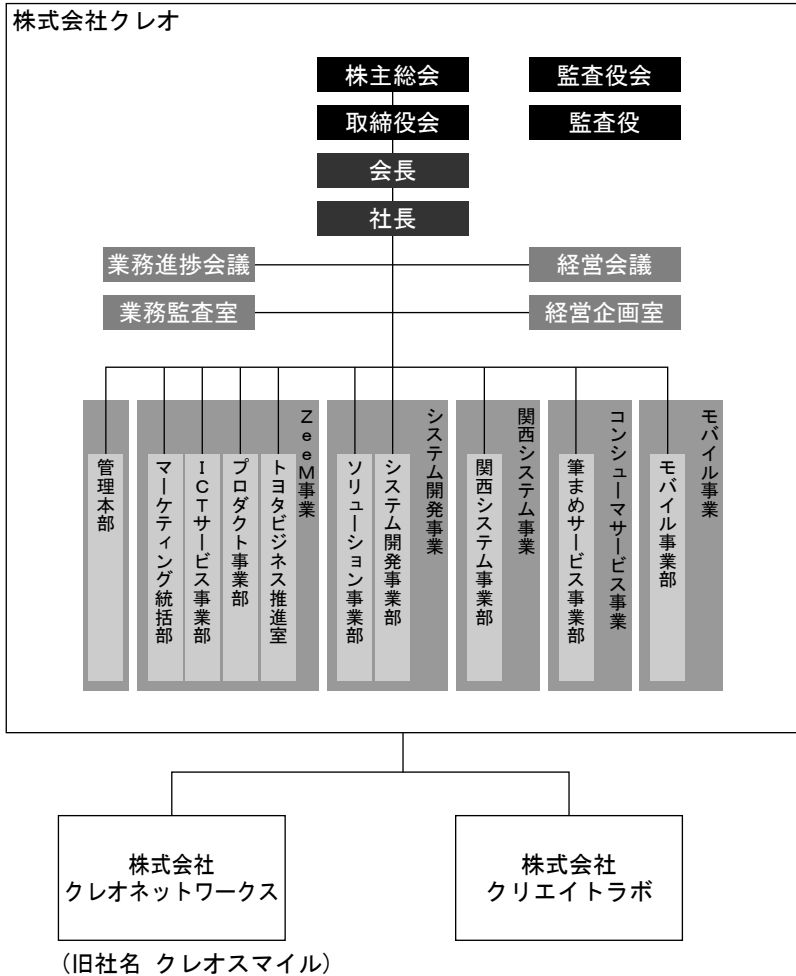
本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承認可能なもの。

以 上

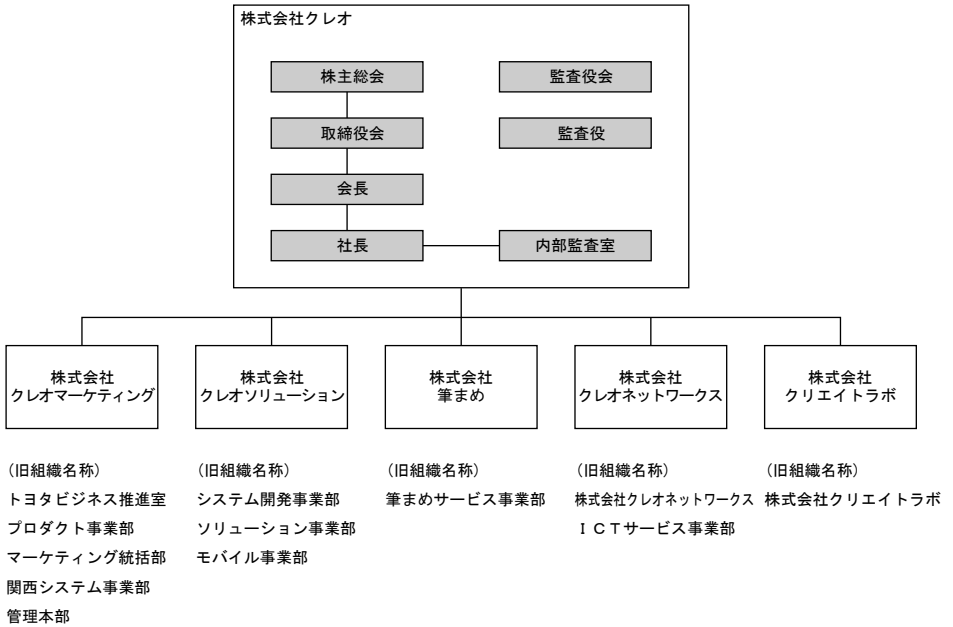
【ご参考】

グループ組織図

(現行)



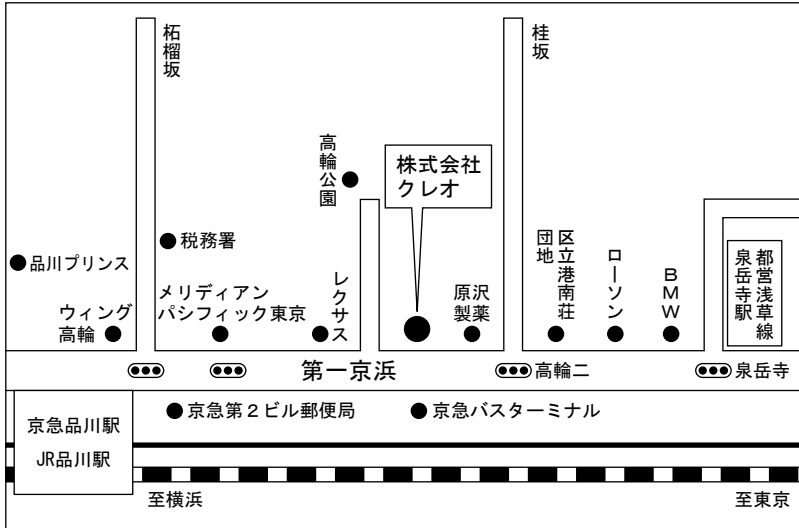
(移行後)





# 株主総会会場ご案内図

(東京都港区高輪三丁目19番22号)  
株式会社クレオ  
地下第1会議室



## [交通]

- JR「品川」駅（高輪口）または京浜急行「品川」駅下車  
徒歩：約8分
- 都営地下鉄浅草線「泉岳寺駅」下車  
徒歩：約9分

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

